

別表1【新築住宅】

1. 一戸建ての住宅（併用住宅を含む）

設計住宅性能評価の評価料金

単位：円（消費税込み）

種別	床面積の合計	料金 必須項目 ^{※1} のみ	加算料金	
			追加項目 ^{※2} あり	長期使用構造等確認あり
一般	200㎡以下	44,000	K×1,100	11,000
	200㎡を超え500㎡以下	55,000	K×1,100	
型式等 ^{※3}	200㎡以下	33,000		5,500
	200㎡を超え500㎡以下	38,500		

Kは追加項目の数

※1 構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、および温熱環境・エネルギー消費量の4つの項目（以下、同じ。）をいう。

※2 火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮、防犯、および長期使用構造等確認に係る項目（以下、同じ。）をいう。

※3 型式性能認定および型式住宅部分等製造者認証を受けた住宅（以下、同じ。）をいう。

長期使用構造等確認の確認料金

単位：円（消費税込み）

種別	床面積の合計	料金
一般	200㎡以下	49,500
	200㎡を超え500㎡以下	60,500
型式等	200㎡以下	33,000
	200㎡を超え500㎡以下	38,500

建設住宅性能評価の評価料金

単位：円（消費税込み）

種別	床面積の合計	料金	加算料金 センター以外	再検査
一般	200㎡以下	82,500	44,000	16,500/回
	200㎡を超え500㎡以下	93,500	44,000	16,500/回
型式等	500㎡以下	66,000 (検査回数3回)	33,000	16,500/回
		82,500 (検査回数4回)	33,000	16,500/回

2. 共同住宅等

設計住宅性能評価の評価料金

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	料金 (必須項目 ^{※1} のみ) 基本料金+ (住戸料金)	加算料金	
			追加項目 ^{※2} あり	長期使用構造等確認あり
一 般	1戸～8戸	38,500+ (M×9,900)	M×K×1,100	11,000+ (M×2,200)
	9戸～16戸	44,000+ (M×9,900)	M×K×1,100	
	17戸～25戸	55,000+ (M×9,900)	M×K×1,100	
型式等	1戸～16戸	27,500+M×5,500		5,500+ (M×1,100)
	17戸～25戸	33,000+M×5,500		

Kは追加項目の数、Mは評価を行う住戸の数

長期使用構造等確認の確認料金

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	料 金
一 般	1戸～8戸	49,500+ (M×9,900)
	9戸～16戸	55,000+ (M×9,900)
	17戸～25戸	66,000+ (M×9,900)
型式等	1戸～16戸	33,000+M×5,500
	17戸～25戸	38,500+M×5,500

Mは評価を行う住戸の数

建設住宅性能評価の評価料金

単位：円(消費税込み)

種 別	床面積の合計	料 金	加算料金	
			センター以外	再検査
一 般	500㎡以下	N×22,000+M×11,000	N×22,000+M×5,500	27,500/回
	500㎡を超え 1,000㎡以下	N×44,000+M×11,000	N×22,000+M×5,500	27,500/回
	1,000㎡を超え 2,000㎡以下	N×55,000+M×11,000	N×33,000+M×5,500	33,000/回
型式等	500㎡以下	N×22,000+M×8,800	N×22,000+M×5,500	27,500/回
	500㎡を超え 1,000㎡以下	N×44,000+M×8,800	N×22,000+M×5,500	33,000/回

Nは検査を行った回数、Mは評価を行う住戸の数

3. その他の料金

- ・ 建築確認と併せて申請を行う場合、一戸建て住宅の場合は評価料金または確認料金（以下、「評価料金等」という。）、5,500円（消費税込み）を減額する。また、共同住宅の場合は、評価料金等から2,200円（消費税込み）に住戸数を乗じた額を減額する。
- ・ 共同住宅等の評価が必須項目のみの場合で、「劣化対策」の項目のみ等級2以上とし、その他の項目を等級1

とする場合は、評価料金の基本料金を2分の1の額とする。

- 共同住宅等において300㎡以下の共用部分の審査を行う場合は、評価料金等に33,000円（消費税込み）を加算する。また、共用部分が300㎡を超える場合は別途見積り額を加算する。
- 計画変更の場合は、当初の評価料等の2分の1の額とする。ただし、直前の審査をセンター以外から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。
- 軽微な変更（直前の審査をセンターで受けたものに限る。）の場合は、2,200円（消費税込み）に住戸数を乗じた額とする。
- 軽微な変更に係る軽微な変更が該当証明を求める場合は、3,300円とする。
- 新築住宅に係る設計住宅性能評価書および長期使用構造確認書を交付した場合において、追加の評価を行う場合は、各々の評価評価料金に係る「追加項目あり」の額に、評価書の交付枚数に応じて、5,500円（消費税込み）を加算する。
- 建設住宅性能評価において、室内空气中化学物質濃度等の測定を行う場合は、別途見積りとする。

別表2【既存住宅】

1. 長期使用構造等確認（既存住宅、建築行為を伴わない既存住宅）

一戸建て住宅・併用住宅の確認料金

単位：円(消費税込み)

種別	床面積の合計	料金
一般	200㎡以下	77,000
	200㎡を超え500㎡以下	99,000
型式等	別途見積り	

共同住宅等の確認料金

単位：円(消費税込み)

種別	床面積の合計	料金
一般	1戸～8戸	77,000+ (M×12,100)
	9戸～16戸	88,000+ (M×12,100)
	17戸～25戸	99,000+ (M×12,100)
型式等	別途見積り	

Mは評価を行う住戸の数

- ・建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法に適合するものであることを確認できるものに限る。

2. 建設住宅性能評価

建設住宅性能評価の料金は、1. 現況検査の料金と2. 個別性能評価の料金の合計とする。

1. 現況検査（劣化等の状況に関すること）の料金

一戸建ての住宅（併用住宅を含む）

単位：円(消費税込み)

床面積の合計	料金	加算料金	
		長期使用構造等確認あり	再検査/回
200㎡以下	77,000	5,500	22,000
200㎡を超え500㎡以下	88,000	5,500	22,000

共同住宅等の共用部分

単位：円(消費税込み)

床面積の合計	料金	再検査/回
500㎡以下	110,000	44,000
500㎡を超え1,000㎡以下	187,000	66,000
1,000㎡を超え2,000㎡以下	別途見積り	

共同住宅等の専用部分

単位：円(消費税込み)

1 住戸 (面積に関わらず)	評価料金	加算料金	
		長期使用構造等確認あり	再検査/回
	38,500	11,000	22,000

2. 個別性能評価（選択項目）の料金

一戸建ての住宅（併用住宅を含む）

単位：円（消費税込み）

評価する項目	選択項目ごとの料金	
	新築時の建設住宅性能 評価書がある場合	新築時の建設住宅性能 評価書がない場合
・構造の安定に関すること※ ・温熱環境・エネルギー消費量に関すること	22,000	44,000
上記以外の項目	3,300	5,500

共同住宅等

単位：円（消費税込み）

評価する項目	選択項目ごとの料金	
	新築時の建設住宅性能 評価書※がある場合	新築時の建設住宅性能 評価書がない場合
構造の安定に関すること※	22,000	88,000
温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5,500/住戸	55,000/住戸
上記以外の項目	3,300 /住戸	5,500/住戸

※ 耐震性に係る項目の評価を行う場合は、以下の場合に限る。

- ・建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法に適合するものであることを確認できるもの。
- ・地盤又は杭の許容支持力等の設定根拠資料が確認できるもの。

3. その他の料金

- ・特定現況検査（腐朽等・蟻害）を行う場合は別途見積りとする。
- ・開口面積計算書がない場合は別途見積りとする、
- ・以下の項目の測定を行う場合は別途見積りとする。
 - ア 室内空気中の化学物質の濃度等の測定
 - イ 石綿含有率の有無等の測定
 - ウ 室内空気中の石綿の粉じんの濃度等の測定
- ・計画変更の場合は、当初の評価料等の2分の1の額とする。ただし、直前の審査をセンター以外から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。
- ・軽微な変更（直前の審査をセンターで受けたものに限る。）の場合は、2,200円（消費税込み）に住戸数を乗じた額とする。ただし、軽微な変更該当証を求める場合は、別途3,300円を加算する。
- ・建設住宅性能評価の料金には紛争処理負担金（建設住宅性能評価申請一戸につき4,000円（消費税込み）を含む。

別表3【その他】

1. 業務規程第36条に規定する負担金(1住戸につき4,000円(消費税込み))は、建設住宅性能評価の申請料金に含むものとする。
2. 年間一定件数以上の「設計住宅性能評価」又は「長期使用構造等確認」の申請が見込めるときで減額を行う場合の料金

○適用条件

1. 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の年間申請件数(滋賀県内の物件に限る)の合計が下記の数字を見込む事業者および団体であること。(ただし、2を適用する事業者および団体を除く)

申請件数	当該申請評価料金等に乘ずる率等
50件以上	0.8

※設計住宅性能評価と長期使用構造等確認の併せて申請の場合は、申請件数を1とする。

2. 建設住宅性能評価の年間申請件数(滋賀県内の物件に限る)の合計が下記の数字を見込む事業者および団体であること。

申請件数	当該申請評価料金等に乘ずる率等	
	設計住宅評価	建設住宅評価
25件以上	0.8	0.8
50件以上	0.7	0.7

※「設計評価と併せて長期使用構造等確認」を申請する場合は、上記表の料金に5,500円を加算する。

3. 申請が下記の条件を満たしていること。

- 1) あらかじめの協議により、建設しようとする建物の評価種別、性能表示の等級、評価項目、仕様部材等の仕様、申請書の記載内容等が標準化されていることにより、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の受理及び審査、交付業務等が効率的に実施できるとセンターが判断をしていること。
- 2) 新築の一戸建て住宅(型式を除く)であること。
- 3) センターで建築確認の申請(事前相談を含む)が行われていること。
- 4) 業務規程第7条第3項および業務規程第8条第3項による申請が行われていること。

3. 「建設住宅性能評価」において滋賀県全域以外で検査を行う場合の料金

単位：円(消費税込み)

業務区域	出張料金/回	
京都府	京都市及び山城地域	16,500円
	上記以外	38,500円
福井県	嶺南地域	22,000円
	嶺北地域	38,500円

4. 「建設住宅性能評価」において、契約の取り下げ、又は解除を行った場合の料金

申請料金に次表(イ)欄の申請の取り下げを行った時期に応じた(ロ)欄の率を乗じた額を返還する。

1. 一戸建て住宅の場合

(イ)欄 申請の取り下げを行った時期	(ロ)欄 当該申請料金に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.9
第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0.7
第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0.5
第3回の現場審査から第4回の現場審査の前日まで	0.2
第4回の現場審査を実施した日以降	0.0 (返還しない)

2. 共同住宅等の場合

(イ)欄 申請の取り下げを行った時期	(ロ)欄 当該申請料金に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回の現場審査の前日まで	0.7
第1回の現場審査を実施した日から第2回の現場審査の前日まで	0.5
第2回の現場審査を実施した日から第3回の現場審査の前日まで	0.4
第3回の現場審査を実施した日から第4回の現場審査の前日まで	0.3
第4回の現場審査を実施した日から第5回の現場審査の前日まで	0.2
第5回の現場審査を実施した日から第6回の現場審査の前日まで	0.1
第6回の現場審査を実施した日以降	0.0 (返還しない)

※ ただし、検査回数が6回未満の物件で最終の現場審査(竣工)を実施した日以降は、料金を返還しないものとする。また、紛争処理負担金は全額返還するものとする。